

Ⅰ 計画策定の趣旨

はじめに 計画の一部改定について

この計画は当初、平成 30 年度から令和 4 年度までを対象期間として策定されましたが、上位計画である「第 2 期横浜市子ども・子育て支援事業計画」の期間は令和 2 年度から 6 年度までとなっており、取組の方向性や指標の整合が図られていません。今後、上位計画との整合を図るため、本計画の期間を令和 6 年度末まで 2 か年延長します。

延長にあたり、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、また、令和 2 年に改定された国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（以下：「国基本方針」とします）との整合を図ることの観点から、計画の一部改定を行いました。

1 計画の位置づけ

様々な困難に直面している母子家庭等に対し、きめ細かな福祉サービスの展開と自立に向けた支援をするため、平成 14 年 11 月「母子及び寡婦福祉法」（平成 26 年に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に名称変更）が一部改正され、その第 12 条に都道府県等の自立促進計画について規定が設けられました。また、平成 15 年 3 月には、都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき事項を定めた「国基本方針」が厚生労働省より示されました。

横浜市では、母子家庭等の施策が総合的かつ計画的に展開するよう、平成 15 年度、平成 20 年度及び平成 25 年度にそれぞれ 5 か年間の「自立支援計画」を策定し、総合的な支援施策を推進してきました。

第 4 期計画は、第 3 期（平成 25 年度から平成 29 年度）の 5 か年計画が終了するにあたり、

- ・ ひとり親世帯アンケート調査及び支援者・当事者団体へのヒアリングの実施
- ・ 有識者や関係者で構成する「ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会」での検討
- ・ 児童福祉審議会及び子ども・子育て会議での意見聴取
- ・ 市民意見募集

を行い、策定しています。

2 計画の期間

本計画は、平成 30 年度から令和 6 年度までの 7 か年とします。

なお、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 11 条に基づき厚生労働大臣が定めた「国基本方針」の対象期間は、平成 27 年度から平成 31 年度まで、令和 2 年度から 6 年度までのそれぞれ 5 年間となっています。

横浜市のひとり親家庭に向けた施策を切れ目なく総合的に展開していくため、本計画は平成 30 年度からの 5 か年として策定し、国の動向や計画策定後の情勢変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとしていましたが、「国基本方針」の改定や新型コロナウイルス感染症の拡大という大きな社会情勢の変化を踏まえ、見直しを行いました。

3 策定の経緯及び第3期計画における主な取組

平成 14 年 3 月	母子家庭等自立支援対策大綱	児童扶養手当中心の支援から、就業・自立に向けた総合的な支援へ
11 月	母子及び寡婦福祉法改正 * 都道府県等の自立促進計画策定について規定が設けられる	
平成 15 年 4 月	国の基本方針（対象期間：平成 15 年度～平成 19 年度） * 母子家庭施策の総合的な展開 * 自立支援計画の基本となるべき事項	
平成 16 年 3 月	横浜市母子家庭等自立支援計画（平成 15 年度～平成 19 年度）	
平成 20 年 4 月	国の基本方針（対象期間：平成 20 年度～平成 24 年度） * ①子育て・生活支援策 ②就業支援策 ③養育費の確保策 ④経済的支援策 の総合的支援を実施 * 就業支援及び養育費確保策（相談機能）を強化	
平成 21 年 3 月	横浜市母子家庭等自立支援計画（平成 20 年度～平成 24 年度）	
平成 24 年 4 月	民法等の改正法施行 * 離婚の際の親子の面会交流、子の監護に要する費用の分担の明確化	
平成 25 年 3 月	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法施行 * 雇用機会の拡大、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大等 国の基本方針の対象期間の延長 （平成 25 年 3 月に対象期間の見直しを行い、終期を平成 26 年度に延長）	
平成 26 年 1 月	子どもの貧困対策の推進に関する法律施行	子どもの貧困が社会問題化
平成 26 年 2 月	横浜市ひとり親家庭自立支援計画（平成 25 年度～平成 29 年度）	
平成 26 年 8 月	子供の貧困対策に関する大綱閣議決定	父子への支援拡充
平成 26 年 10 月	母子及び寡婦福祉法改正→母子及び父子並びに寡婦福祉法へ * 支援体制の充実、支援施策・周知の強化、父子家庭への支援の拡大	
平成 27 年 10 月	国の基本方針（対象期間：平成 27 年度～平成 31 年度） * ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会で示された課題、法改正事項、子どもの貧困対策に関する状況等を踏まえ以下の新たな事項を追加。 ①相談支援体制の整備（ワンストップ相談窓口の設置推進、母子・父子自立支援員等の研修の実施） ②学習支援の推進 ③親の学び直しの支援 ④在宅就業の推進 ⑤養育費の確保及び面会交流の支援の強化 ⑥広報啓発の実施等支援体制の充実、支援施策・周知の強化、父子家庭への支援の拡大	

● 第3期計画（25～29年度）期間内に実施した主な取組内容

年度	計画における分野	取組内容
25	就業の支援	自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金：新たに父子家庭を対象
26	経済的支援	母子父子寡婦福祉資金貸付事業：新たに父子家庭を対象
		児童扶養手当：公的年金給付等との併給制限の見直し
	相談・情報提供	母子家庭等就業・自立支援センター：「ひとり親サポートよこはま」という愛称を設定。併せて、「ひとり親サポートよこはま」の連絡先を記載したカードを作成し、区役所窓口等で配布を開始。 離婚に関する相談の新規実施
		区職員向け研修：養育費に関する研修を改編し、「離婚前後の法律問題と養育費に関する研修」を実施（27年度以降は年3回）
27	就業の支援	ジョブスポット：全18区に設置（25年度から順次設置）
	経済的支援	寡婦（夫）控除のみなし適用：新規実施
	養育費確保の支援	法律相談：実施回数の増（年36回→年42回）
養育費セミナー：実施回数の増（年2回→年3回）		
28	子育てや生活支援	日常生活支援事業：未就学児を養育している家庭について、就業を理由とする場合の定期的な利用を開始
	就業の支援	自立支援教育訓練給付金：支給割合の拡充（2割→6割）
		高等職業訓練促進給付金：支給期間の拡充（2年→3年）
		高等学校卒業程度認定試験合格支援事業：新規実施
		高等職業訓練促進資金貸付事業：新規実施
	経済的支援	児童扶養手当：第2子以降の加算額の増額
	養育費確保の支援	養育費セミナー：実施回数の増（年3回→年4回）
	相談・情報提供	ひとり親サポートよこはま：ひとり親サロン（月1回、講習会等をとおしたひとり親同士の交流の場）を新規実施
子どもへの支援	ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業：ひとり親家庭の子どもに対し、食事の提供を含む夕方以降の生活の支援をモデル実施	
29	就業の支援	自立支援教育訓練給付金：新たに雇用保険の教育訓練給付金対象者にも適用

※ひとり親サポートよこはま実施事業

※ひとり親サポートよこはま実施事業

4 基本方針

ひとり親家庭において親は、子育てと生計維持という役割を一人で担っています。

多くのご家庭では、親が両者の役割をしっかりと担い、多忙な中でも子どもは健やかに成長していきますが、ひとり親家庭はすべてをひとりで担ういわゆるワンオペレーションの中で、社会的に孤立しやすく、日々の生活において様々な困難を抱えやすい状況にあります。

DV被害や障害を抱えているなど他の困難要因が重なると、安定した生活を維持していくことや、子どもの養育環境を整えることが難しい状況に陥りやすいといった、課題状況もあります。

そのため、ひとり親家庭の安定した生活と自立に向けては、子育てや生活維持、就労など、その生活を総合的にとらえたきめ細かな支援が必要です。

そこで、本計画は、児童の健全な成長を確保するために、ひとり親家庭の自立を支援することにより、その世帯の生活の安定と向上を図ることを目的に策定することとします。

また、計画における事業・施策の実施にあたっては、支援を行う機関や団体等の連携を図りながら推進していきます。

■ 本計画における用語の定義

- ・母子家庭：母と20歳未満の児童がいる世帯（同居の親族がいる場合を含む）
- ・父子家庭：父と20歳未満の児童がいる世帯（同居の親族がいる場合を含む）
- ・寡婦：かつて母子家庭の母であって、子どもが成人し、現在も配偶者のない状態にある方
- ・ひとり親家庭・・・母子家庭・父子家庭・寡婦

※本計画においては「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に従い20歳未満の児童を扶養する世帯を対象とします。

■ 引用している調査

- ・「横浜市ひとり親世帯アンケート調査（平成29年度、令和4年度）」〈横浜市実施〉（以下、「平成29年度本市調査」「令和4年度本市調査」）
 - 対象：平成29年度：父又は母と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含む
 - 令和4年度：本市のひとり親家庭支援事業を利用したことのある世帯で、同居の親族がいる場合を含む
- ・「国勢調査（令和2年）」〈総務省実施〉
 - 対象：父又は母と20歳未満の児童のみの世帯
- ・「令和元年 国民生活基礎調査(大規模実施)」〈厚生労働省実施〉

※ 特に注記のない統計数字及びグラフは本市調査によります。